

SHIRATAKA
PUBLIC
RELATIONS

し ら た か

広報

5.14
MAY2004
NO.896

白鷹町協働のまちづくり条例が
施行されました②

平成15年度

「協働のまちづくり推進助成事業」の成果⑩

平成16年度福祉事業のご案内⑫

白鷹町鮎貝土地区画整理事業

新しいまちの愛称が決まりました⑭

産婦人科診療についてのお知らせ⑭

町のコンピューター利用について⑮



釜の越桜チャリティ 河口恭吾「桜」ライブ

4月23日、釜の越桜を救おうと、「桜」が大ヒットしている河口恭吾さんのチャリティーライブが開催されました。当初、釜の越農村公園で開く予定でしたが、悪天候のため急きょ会場を荒砥小体育館に変更。河口さんは、釜の越桜の写真をバックに「桜」や新曲「愛の歌」などを熱唱し、満員の観客を魅了しました。

編集と発行／白鷹町総務課

〒992-0892 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833

☎0238(85)2111 FAX0238(85)2128

E-mail:soumu@so.town.shirataka.yamagata.jp

ホームページ : <http://www.town.shirataka.yamagata.jp>

「白鷹町協働のまちづくり条例」

が施行されました。

「白鷹町協働のまちづくり条例」が3月の白鷹町議会定例会において全会一致で可決され4月1日より施行されました。

協働のまちづくりについては、昨年9月より「協働のまちづくり検討委員会」において検討を進めてきたもので、その提言をもとに町が条例素案を策定し、今年2月の広報しらたかで中間報告として町民の皆さんにお知らせしてきました。その中間報告に対して一部のかたからご意見をいただきましたが、それらのご意見を踏まえ、さらに、さまざまな機会を捉え意見をいただき条例に反映させるとともに、最終的に議会において可決決定されたものです。

この条例は、目的にもありますが「住民自治の実現を図り、町民が幸せを実感し、いきいきと生活できる住みよいまちづくり」のために、町民と町が協力して進める協働のまちづくりに関する基本的事項を定めたもので、町民の皆さんの生活、また今後の町政、まちづくりに大きく関わる条例となります。

今後、さらに住みよいまちづくりのため、皆さんのご協力をお願いいたします。

条例の内容については、今回の広報しらたかでお知らせしますが、その説明とこれからの協働のまちづくりの推進について皆さんからご意見をいただきたく、次の日程で座談会を開催します。ぜひご参加くださるようご案内いたします。

●座談会日程●

蚕桑地区	5月26日(水)夜7時30分	会場 蚕桑地区公民館
鮎貝地区	6月2日(水)夜7時30分	会場 ハーモニープラザ
荒砥地区	5月28日(金)夜7時30分	会場 中央公民館
十王地区	6月11日(金)夜7時30分	会場 十王地区公民館
鷹山地区	5月29日(土)夜7時30分	会場 鷹山地区公民館
東根地区	6月4日(金)夜7時30分	会場 東根地区公民館



◇中間報告からの

主な改正点

・町民と町がともに創るまちづくりとの考え方から条例の名称を、「協創のまちづくり」と表現していたが、

①「協創」というと「競争」のイメージを連想するためイメージが悪い。

②町民と町がともに汗をかきながら取り組む必要があることから「協働」の方がイメージ的に良い。

③町民には、「協創」より「協働」が定着している。

以上を踏まえて、「協創のまちづくり」を「協働のまちづくり」とした。

・町民が行うものについては、責務としての「努めなければならぬ」という表現から、自発的な中で積極的に取り組む活動目標として「目指すものとする」という表現に改めた。

・町が取り組むものについては、「努めるものとする」という表現から「しなければならぬ」という表現に改めた。また、「するものとする」というように、できるかぎり明確に取り組む姿勢の表現に改めた。

(前文)

白鷹町は、これまで多くの先人の努力により、豊かでやさしい自然環境と調和したまちづくりが行われ、長年培われてきた伝統・文化、温かい人々の心が息づいています。

21世紀が幕開けし、地方分権や成熟社会の到来とともに価値観や社会経済情勢が大きく変化してきています。私たちは、このような変化に対応し、今までのような変化に対応し、今までの町を持つ自然や文化など地域資源を活かして、さらに住みよいまちを創り、後世に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、町が町政運営の責任を的確に果たすとともに、町民一人ひとりが住民自治の精神を再認識し、自らの意思と責任によってまちづくりに参加することにより、共に協力して行う協働のまちづくりを進める必要があります。

私たちは、まちづくりに関する情報の共有と参画を進めることにより、幸せと満足感が実感できる豊かで住みよいまちの実現に向けてこの条例を制定します。

【説明】

・前文は、条例制定の趣旨を明らかにしたものである。当町のまちづくりの現状や社会情勢等を踏まえ、今後のまちづくりのあり方について述べ、自己決定・自己責任の原則に基づく住民自治の実践でもあたる「協働のまちづくり」の推進による住みよいまちの創造を決意している。

・「協働のまちづくり」とは、まちづくりに関する情報共有と町民参画を基本に、町民と町が共に協力してまちづくりを行うことである。

・これまで、町は審議会委員の公募や計画立案への町民意見の反映、町予算などの情報提供、広報公聴活動などを実施してきた。また、各地区や区、その他まちづくり団体等も活発に地域づくり活動等を行ってきたが、これら全てが「協働のまちづくり」の一環である。

・本条例により、これまでの取り組みや実践を法令で裏打ちするとともに、さらに前進させていこうとするものである。

・「私たちは」としてしているのは、この条例が町民と町の双方の意思によるものであることを表現したものである。

・「まちづくり」とは、道路や公園などの整備（ハード面）をはじめとして、ボランティアや地域づくり

活動（ソフト面）なども含む私たちの暮らしづくりそのものというふうに幅広く捉えている。

・「町民」とは、町内のすべての住民、事業者及び各種団体をいう。

・「町」とは、町の執行機関及び行政委員会等をいう。

・「町政」とは、「まちづくり」の一環として町が行う行政運営をいう。

・「住民自治」とは、地方自治の本旨であり、住民の意思を基本にまちづくりを行うことをいう。

・「情報の共有」とは、町民と町が町政に関する情報を共に保有し活用することである。

・「町民の参画」とは、町民が町などが主催する事業等に参加するということに加えて、自らが事業を計画したり、主催者となったりすることも含んでいる。

(目的)

第1条 この条例は、町民と町が協力して進める協働のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、住民自治の実現を図り、町民が幸せを実感し、いきいきと生活できる住みよいまちをつくることを目的とする。

【説明】

- ・この条例を制定する目的を規定したものである。
- ・協働のまちづくりの目的は住民自治の確立のみならず、住みよいまちをつくることとしている。
- ・「協働のまちづくりに関する基本的な事項」とは、情報共有と町民参画を中心とするまちづくりの理念、町民の権利や役割、町の役割などをいう。



(基本理念)

- 第2条 まちづくりの主役は町民であり、町は、町民主体のまちづくりを行うものとする。
- 2 町民と町は、情報の共有と町民の自発的な参画により、互いの果たすべき役割と責任を分担し、協力してまちづくりを進めるものとする。
- 3 町民と町は、対等なパートナーとしてまちづくりに取り組むものとする。

【説明】



- ・協働のまちづくりを推進するための基本理念を規定したものである。
- ・第1項は、町民主体のまちづくりについて規定している。まちづくりの主役が町民であることをあらためて確認し、町民を主体としたまちづくりを行うものとしている。
- ・第2項は、協働のまちづくりを進めるうえで大切な原則を規定して

- いる。情報の共有と町民の参画は協働のまちづくりの大きな柱であり、そこからまちづくりの目的共有や町民と町の相互理解、信頼関係などが生まれてくる。
- ・「自発的な参画」とは、自らの意思によってまちづくりに参画することである。
- ・第3項は、町民と町の立場、関係を規定している。
- ・「対等なパートナー」とは、相互の関係に上下関係がない協力者を意味している。

(町民の権利)

第3条 町民は、等しくまちづくりにかかわる権利を有する。

【説明】

- ・協働のまちづくりを推進するにあたって、すべての町民がまちづくりにかかわる権利を保障したものである。
- ・町民がまちづくりにかかわるのは当然の権利であり、責務ではない。強制されることのないものである。
- ・当然のことではあるが、性別とか年齢、社会的地位、心身の状態、思想信条、国籍などに関係なく、誰もが平等にまちづくりにかかわることができるとしている。
- ・「まちづくりにかかわる権利」とは、

- 町政の情報を知ることやまちづくりに参加したり自ら活動したりすることなど、大小にかかわらずあらゆる面でまちづくりに関係することである。
- ・町政についての情報を知る権利については、第7条(情報の共有)に規定している。

(町民の活動目標)

- 第4条 町民は、自らの意思と責任によってまちづくりに参画し、町と協力してまちづくりの推進を目指すものとする。
- 2 町民は、個々の立場や価値観の違いを理解し、互いを尊重しながらまちづくりの推進を目指すものとする。
- 3 町民は、まちづくり活動の情報交換と連携により、その活動の一層の推進を目指すものとする。

【説明】

- ・協働のまちづくりを推進するための町民の活動目標を規定したものである。
- ・第1項は、まちづくりへの参画と、町と協力してのまちづくりの推進を規定している。ただし、参画は強制するものではなく、あくまで自らの意思によるものであり、参

画しないことを理由に差別的な扱いを受けたりするものではない。

一方、参画する場合には、発言や行動に責任を持つ必要がある。まちづくりへの参画には、町政運営への参画のみならず、地域課題の解決や地域づくり活動への参画、まちづくりに関する情報の把握や学習活動なども含まれる。また、参画の仕方や程度は町民個々に違うのがあたりまえで、たとえば、毎日ごみをひとつ拾うといったように、一人ひとりができることから行動することが大切である。

第2項は、町民間の相互理解と個人の尊重について規定している。町民個々の考え方には違いがあることから、話し合いなどを通じて理解を深めることが大切である。他人の考えも理解し、仲良くするよう努めなければならぬ。

第3項は、町民間のまちづくり活動の連携を規定したものである。町民の個人や団体、事業者などによるさまざまなまちづくり活動がある中で、それぞれが行う活動の情報交換、活動協力等により、現在のまちづくり活動をさらに前進させることが大切である。



【町の責務】

第5条 町は、公正かつ誠実に町政を運営し、基幹的な計画づくりや施策の実施、その評価など町政への町民の参画の機会を確保し、町民と協力してまちづくりを推進しなければならない。

2 町は、町政について町民に対し説明責任を果たし、町民との合意形成に努めなければならない。

3 町は、町民のまちづくり活動に適切に対応できる体制を整備しなければならない。

【説明】

・協働のまちづくりを推進するため町の責務を規定したものである。

・第1項は、町政運営に取り組む町の姿勢や町民の町政への参画機会の確保、町民と協力する責務について規定している。町民の町政への参画の機会は、現時点では全てということではなく、基幹的なものからと位置付けているが、その幅は徐々に広げていくべきものである。参画機会を確保する際は、ワークショップなど町民が参加しやすいような手法を用いることが大切である。

・第2項は、町民への説明責任と合意形成について規定している。町政についての説明責任とは、町民から信託を受けている町の仕事について、依頼主である町民に対し仕事の内容を具体的に説明する責務のことであり、情報提供や行政評価などにより責務を果たすこととなる。また、町民との合意形成は、それに至る経過が大切であり、情報提供や公聴活動による町民との対話などにより責務を果たすことになる。

・第3項は、町民のまちづくり活動に対する町の体制の整備について規定している。体制には、組織や職員の資質向上なども含むものである。役場の組織はどこで何をし

ているのか常に町民にわかるようにしておくことが大切である。また、組織を常に見直し、各種相談等に対応できる体制を構築することも大切である。このことにより、町民が来庁する機会が多くなり、情報の共有、相互理解などにも結びついていく。職員についても、研修等を通じてまちづくりの専門スタッフとしての資質を向上させることが必要である。

（審議会等委員の公募）

第6条 町は、条例等に基づき設置される審議会等の委員の選任については、その一部又は全部を町民の中から公募するものとする。

【説明】

・町民の町政への参画の一環として各種審議会や懇話会、委員会等の委員の公募について規定したものである。

・これまで一部の条例等で委員の公募は規定されているが、全体的な公募規定は初めてである。公募する委員の数は、可能な限り多くすることが大切であるが、それぞれの審議会等の内容等により判断すべきものである。



(情報の共有)

- 第7条 町は、町政について町民の知る権利を保障しなければならない。
- 町は、保有する情報を町民と共有するため、その情報を町民にわかりやすく提供し、町民が簡易かつ迅速に情報を得られるように多様な媒体の活用や情報提供体制の整備に努めなければならない。
- 町は、個人の権利や利益の侵害を防ぐため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

【説明】

- ・協働のまちづくりの柱ともいえる情報の共有について規定したものである。
- ・情報の共有により、参画する町民にも町と同じ知識があつて初めてその意見や行動が生きてくる。
- ・第1項は、町政について町民の知る権利を規定している。しかし個人情報など保護しなければならないものは当然公開から除かれる。
- ・第2項は、町の町民への情報提供についての責務を規定している。
- ・「多様な媒体」とは、広報誌やインターネットなど情報を伝達する手段をいう。将来的には、特定非営利法人(NPO)が町や各種団体に関わる情報など町内の情報を一本化し、タウン誌として発刊する方法も考えられる。
- ・「情報提供体制」とは、町民が町政についての情報を得るための情報公開体制や総合案内体制などを行う。
- ・第3項は、個人情報の保護について規定している。情報の共有は協働のまちづくりの大切な柱であるが、公開することにより特定の個人を識別できるような情報などは保護しなければならない。現在は、必要な措置として個人情報保護条例を制定し対応している。

(会議の公開)

- 第8条 町は、町民に審議会等の会議を原則として公開するものとする。ただし、条例等で公開しないとした会議及び情報公開条例で非公開となる情報に関する会議は、この限りでない。

【説明】

- ・情報共有の一環として各種審議会や懇話会、委員会等の会議の原則公開を規定したものである。
- ・条例等で公開しないとした会議は情報公開審査会などがある。情報公開条例で非公開となる情報に関する会議としては、個人情報を含む会議や公開することで意思決定の中立性が損なわれるおそれのある会議などである。
- ・会議の公開は、会議の日時や場所、内容等を事前に広く町民に周知することが大切である。

(町民意見等の把握と反映)

- 第9条 町は、町政に関する町民の意見や提案を把握するために、必要な措置を講じなければならない。

- 町は、前項で把握した町民の意見や提案に対し、その対応について説明を付して速やかに回答するよう努めなければならぬ。

ばならない。

- 町は、第1項で把握した町民の意見や提案の中で、適切かつ建設的な意見や提案については、町政に反映するよう努めなければならない。

【説明】

- ・町が行う町民意見等の把握とその結果に対する対応について規定したものである。
- ・第1項は、町民意見等の把握のために、町は必要な措置を講じるよう規定している。これまでも地区座談会や移動町長室、広報直通便などを実施しているが、これらも含めて実効性のある対応を講じていかなければならない。
- ・第2項は、町民意見等への対応について規定している。町は、町民意見等を聞くだけでなく、できる、できないも含めてその意見等に対しどのように対応するかを説明しながら、早い時期に回答するよう努めるとしている。
- ・第3項は、町民意見等の町政への反映について規定している。町は、町民意見等を聞くだけでなく、町政に反映すべきよい意見等については町政に反映することを努力義務としている。

(まちづくりの学習等)

第10条 町は、町民がまちづくりに関する情報を把握し学習できる機会を設けるよう努めなければならない。

2 町は、町民のまちづくりへの意識高揚を図るため、公益に関する教育の推進に努めなければならない。

【説明】

・まちづくりに関する学習や公益に関する教育について規定したものである。

・第1項は、町民のまちづくりに関する学習環境等の充実について規定している。町民がまちづくりに参画するためにも、まちづくりに関する知識や行政の仕組みの理解などが必要であり、そのためにも情報収集や学習機会の確保が必要である。

・第2項は、公益に関する教育の推進について規定している。日本の中学生の社会貢献に対する意識が低いという調査結果などもあることから、学校教育（小中学校）や社会教育（公民館等）などを通じてボランティアなど公益についての教育の推進に努めるとしている。「公益」とは、自分自身の幸せから一歩進めて、みんなのために役立つといった概念をいう。

(まちづくり活動への支援等)

第11条 町は、町民の行うまちづくり活動を促進するため、必要に応じ助成その他の支援に努めるものとする。

2 町は、特定非営利法人（NPO）等町民のまちづくり団体の育成に努めるとともに、まちづくりの施策をより効果的かつ効率的に達成できると認められるときは、当該団体に町業務を委託することができ。

【説明】

・町民主体のまちづくり活動に対する町の支援等について規定したものである。

・第1項は、町のまちづくり活動への助成やその他の支援について規定している。具体的な支援としては、情報提供や技術支援、活動場所の提供、財政的支援などが想定される。また、町民が行うまちづくり活動の総合的な調整も大切な支援のひとつである。

・第2項は、まちづくり団体等の育成等について規定している。今後、まちづくりの重要な担い手となる特定非営利法人（NPO）をはじめ各種まちづくり団体を育成することで、町民と町の間位置する第3のセクター（まちづくり組織）

が生まれる可能性もある。これらの団体に町業務を委託することができるといふ規定を設けることで、団体の活動の活性化を促し、コミュニティ・ビジネスとして雇用の場の確保にもつながることを期待している。

*コミュニティ・ビジネスとは、地域住民が主体となり、地域が抱える問題をビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を作り出し、地域を元気にする事業のことである。

(地域コミュニティ)

第12条 町民は、より豊かな生活を送るために組織されている地域コミュニティの役割を認識し、将来にわたり良好な地域コミュニティの創造を目指すものとする。

2 町は、地域コミュニティの自主性や自立性を尊重し、必要に応じその活動に対して助成その他支援に努めるものとする。

【説明】

・町民と地域コミュニティの関係、町と地域コミュニティの関係について規定したものである。

・第1項は、町民の地域コミュニティ



の再認識と創造について規定している。地域コミュニティとは地域の自主的・主体的な団体又は集団である。白鷹町で地域コミュニティが果たしてきた役割は大きく、今後も、協働のまちづくりを進めるうえで大きな役割が期待されることから、町民が目指すべき方向性として規定している。なお、地域コミュニティもこれまで以上に町民に開かれたものでなければならぬ。

・第2項は、町の地域コミュニティに対する支援等について規定している。町と地域コミュニティは対等であり、地域コミュニティの自主性や自立性は尊重しなければならない。支援については、情報提供や技術支援、活動場所の提供、

財政的支援などであり、地域コミュニティの活動の活性化を促進するものである。

（町出身者等との連携）

第13条 町民と町は、町出身者及び町への関心が高い人々と連携し、その識見をまちづくりに活かすよう努めるものとする。

【説明】

・白鷹町に関わりのある町外の人々との連携と、その知識や意見等をまちづくりに反映させることを規定したものである。

・町民と町が協力してまちづくりを進めることはもちろんだが、首都圏白鷹会などの町出身者や白鷹町に愛着を感じていただいている人々と連携してまちづくりを進めるとともに、その意見等をまちづくりに活かしていくとしているもの。これらの人々とは、白鷹町応援団としているような形でまちづくりに参画してもらうなど連携していかなければならない。また、町民や町と違った視点や知識、意見を持っていることから、それらをまちづくりに生かしていく必要がある。

（行政評価）

第14条 町は、町政を効果的かつ効率的に進めるものとし、適切な時期に政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を町民に公表するものとする。

2 町は、前項の評価の結果に對して町民が意見を述べる機会の確保に努めなければならない。

【説明】

・説明責任を果たすための行政評価等について規定したものである。

・第1項は、町の効率的な町政運営と行政評価、その公表について規定している。行政評価は、町が行う仕事の政策、施策、事務事業の区分に対して事前、事中、事後に評価するのが基本的であるが、評価手法が確立されていないことから、「適切な時期に政策、施策及び事務事業の評価を行う」という表



現にしている。行政評価は、それなりの時間と作業量が想定されることから、実施に当たってはできるだけ簡素で体系的に評価でき、町民にもわかりやすいシステムを構築する必要がある。

・第2項は、評価の結果に対する住民の意見聴取の機会確保について規定している。評価自体への町民の参加機会の確保は当然であるが、評価の結果に対しても意見を言う機会を確保に努めるとしたものである。

（町民投票）

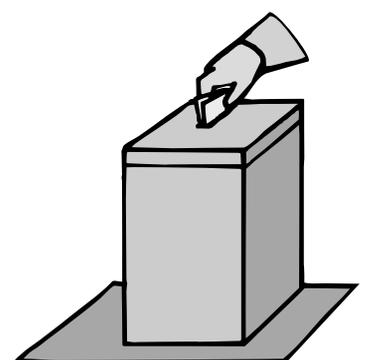
第15条 町長は、まちづくりに関する重要な事項について、町民の意思を直接問う必要があると認めるときは町民投票の制度を設けることができる。

2 投票に付すべき事項、投票資格者、投票の方法その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

【説明】

・町民意思確認の最終的な手段として町民投票について規定したものである。

・町民投票について、直接請求に町民の大変な労力を必要とすること



から、それを避けるために、重要な事項については制度として確立することを位置付けたもの。

・第1項は、重要な事項について町長が必要と認めるときは町民投票の制度を設けることができることと規定している。通常的には、多くの課題が情報共有や町民参画などによる町民と町との相互理解の中で解決できるはずであり、町民投票は「必要と認めるとき」に制度を設けるとし、恒常的に設けるものではない。

・第2項は、町民投票に関する詳細は別に条例で定めると規定している。これは、投票に係る事案が多様であることを想定しているためである。事案によっては投票資格者の年齢を変えなければならないこともありうる。よって、画一的に定めておくのではなく、それぞれの事案に応じて別に条例で定めるとしている。

・町民投票は、議会制民主主義の中

にあつてその是非が多々議論されるところであるが、協働のまちづくりを進める上で、町民がまちづくりに参画し意思を直接表示できる制度として大切な要素である。また、町民投票は、議会制民主主義を否定するものではなく、住民自治の実現に向けて、重要な事項に対して町民が意思を直接表示できる制度として、議会制民主主義を補完するものと捉えている。

(この条例の位置付け)
第16条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、町は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

【説明】

・この条例をまちづくりの基本原則と位置付け、他の条例や規則等を制定する場合には、この条例を最大限に尊重することを規定したものである。

・町民と町が共に協力してまちづくりを行う協働のまちづくりは、まちづくりを行ううえでの基本原則であり、まちづくり全般に関わるものであることから、この条項を設けたものである。

(この条例の検討及び見直し)
第17条 町は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例がまちづくりの基本原則として適切に機能しているかを検討し、その結果を踏まえ、この条例を見直すなど必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

・この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、検討と見直し等について規定したものである。

・この条項は、この条例の形骸化の防止、町民が本条例に関心を持ち続ける動機付け、時代にあっているかどうかの検証などを目的としている。

・当然、この条例の検討及び見直しに当たっては、情報共有や町民参画、会議の公開など本条例の規定に沿って町民と町が協力して行うこととなる。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

【説明】

・この条例の効力が発生する日を規定したものである。

問い合わせ
政策改革課 企画・協働のまちづくり推進係
(☎85-6123)

みなさんが主体となって実施する事業を応援します

平成15年度「協働のまちづくり推進助成事業」の成果

「協働のまちづくり推進助成事業」とは、町内会やサークルなど、町民の自主的な団体が自分たちの手でまちづくり事業などを行う場合、その経費の一部を助成する事業です。

平成15年度は、地域づくりに関する事業や歴史・文化に関する事業、新分野チャレンジ事業など、4件の事業に地域のかたがたが主役となって積極的に取り組まれました。

この事業を有効に活用いただき、今後ますます地域の活性化と協働のまちづくりが推進されることが期待されます。

●新分野チャレンジ事業

新分野チャレンジ(特産物の開発)事業

申請団体 まぁ・どんな会(代表 佐藤洋子)
認定事業費 1,503,285円
助成金 695,000円

中山地区で活動を展開しているまぁ・どんな会は、夏のスキーセンターを利用したまぁ・どんなれすとらんのほか農産物や山菜などの販売を行っています。今回の事業はお客さんに好評だった「凍み餅」や漬物などの農産物を加工し商品としていくには、食品衛生法上に基づく加工施設の整備が必要であることから、JAの協力により中山の出張所であったところを加工施設として改良整備したものです。特産品開発による女性の起業活動や所得向上、地域の活性化などが期待されます。



●歴史・文化事業

伯楽の松保存事業

申請団体 西横田尻区(代表 区長 菅 正男)
認定事業費 500,000円
助成金 237,000円

西横田尻地区にある伯楽の松は、出羽三山参りの街道沿いに植えられたものとされ、樹齢400～500年ともいわれる数少ない松の古木です。隣接する笠松ロマン館と背後の山並みとがマッチして見事な景観を形成しています。しかし、松くい虫被害など松の生育に支障となることが懸念されることから、それを未然に防止し、貴重な文化財を後世に残すことを目的に実施されたものです。文化財を通しての交流人口の増加や地域住民の愛着心の向上などが期待されます。



白鷹町内の校歌を後世に残すための冊子発刊事業

申請団体 白鷹町内の校歌をのこす会(代表 加藤仁一)
認定事業費 2,400,000円
助成金 600,000円

昭和29年の白鷹町誕生以来、少子化現象等により旧町村ごとにあった小・中学校が統廃合となり、同時にその時歌われていた学校の校歌も時代と共に忘却の彼方に押し流されようとしています。

この事業は、貴重な文化遺産である校歌を後世に残すことを目的に、歌詞と楽譜を調査発掘し冊子として発刊したものです。校歌という共通の話題をもとに、地域における世代間交流や情報発信により全国各地に暮らす町出身者との交流推進も期待されます。



●地域づくり、イベント・交流拡大事業

浅立標識設置事業

申請団体 浅立区(代表 区長 鈴木従蔵)
認定事業費 461,777円
助成金 218,000円

浅立区では、国道287号の移動で集落への入り口がわかりづらくなり不便をきたしていました。

この事業は、他地区をはじめ区民から標識設置を望む声が多くなったことによる事業です。浅立区には置賜さくら回廊を構成する2本の古典桜もあり、地区を訪れる県内外の観桜客も多く、経済、歴史、文化等の交流を通じた地域の活性化につながることを期待されます。



白鷹町協働のまちづくり推進事業

平成16年度の助成希望団体を募集します。

今年度も助成を希望されるまちづくり団体を募集します。

なお、今年度はまちづくり団体の構成員が協力して作業を行い、原材料費の支給により整備が完了すると認められる事業と地域計画づくりを行う事業を追加しました。

このたび制定された白鷹町協働のまちづくり条例(第11条)を補完する事業で、事業の予算総額は200万円です。先着順に助成対象団体を選考していきますので、計画的な事業の実施をお願いします。

●助成の対象となる事業

(1) 地域づくり事業

コミュニティ施設等の整備、地域特性を生かした施設等の整備、地域の景観形成、研修会の開催、調査研究など

(2) 歴史・文化事業

歴史文化の保存伝承、郷土史発刊、郷土料理の伝承活用、新たな芸術文化活動など

(3) イベント・交流拡大事業

大会、祭り、シンポジウム、

都市交流など

(4) 新分野チャレンジ事業

NPO・ボランティアの立ち上げ、コミュニティビジネスの立ち上げ、特産物の開発など

(5) 地域づくり計画策定事業

地域の現状と課題把握、地域発展のテーマづくり、具現化に向けた具体的事項事業実施に向けた方策検討など

(6) まちづくり団体直営事業

公園などの施設等で、まちづくり団体の構成員が協力して作業等を行うもので、原材料費の支給により整備が完了すると認められるものなど

●手続きの方法

①申請

事業の助成を希望される団体は、まずは「協議書」を町長に対し提出する必要があります。また事業の計画性を高めるため、協議書の受付は次の3回とさせていただきます。

・第1回…6月14日(月)まで

・第2回…9月13日(月)まで

・第3回…12月13日(月)まで

②助成額

助成の対象となる事業の(1)～(4)20万円以上の事業費でその40%以内の額。ただし、助成限度額は50万円とします。(5)は20万円以上の事業費でその80%以内の額。助成限度額は50万円です。(6)は原材料費の80%以内の額で、助成限度額は10万円とします。

③助成金交付の決定

助成金については、提出いただいた協議書をもとに選定委員会において検討し、手続きを経て町長が決定します。

●詳しくは…

政策改革課

企画・協働のまちづくり推進係
(☎85-6123、担当…湯澤、大木)までお問い合わせください。

みなさんの文化活動を支援します

平成15年度の生涯学習推進助成事業を紹介します

●第7回ハーモニーコンサート

実施主体…ハーモニーコンサート実行委員会
(代表 御代田修)
実施月日…平成15年11月15日
実施場所…ハーモニープラザ
助成額…204,000円

●200回記念行事 「土田義晴絵画教室並びに原画展」

実施主体…白たか子どもの本研究会
(会長 奥村幸雄)
実施月日…平成16年2月28日
実施場所…白鷹町中央公民館
助成額…228,000円

●助成の対象となる事業は

広く一般町民を対象とした次のような内容のもので、ほかの補助金を受けていないものを対象とします。

①自主活動及び学習、研修、研究などの発表に関わる事業

②講演会、講習会、シンポジウムにかかわる事業

③調査、試作などの発表に関わる事業

④そのほか町長が認める事業

●補助金の交付を申請するには所定の「協議書」(申請書)を提出してください。提出された「協議書」の内容を

選定委員会で審査し、交付するかしないかを決定します。

●助成金の額

対象事業に決定したときは、予算の範囲内での事業に必要な経費の47・5%以内の額を助成します。ただし、助成の対象となる事業は総事業費が10万円以上のもので、助成する金額は最高47万5000円までです。

■窓口・問い合わせ 教育委員会生涯学習・スポーツ推進係 (☎85-6147)

ご存じですか？福祉サービス



平成16年度福祉事業のご案内

(介護保険サービスを除く)

心身障害者福祉

重度障害者介護者激励金

65歳以下の重度障害者（一部該当しない障害があります）を介護しているかたに対し、介護者激励金を支給します。

条件 身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A所有の20歳以上在宅の介護者
給付 2万6000円

身体障害者更生医療給付事業

更生医療費を給付し、福祉の増進を図ります。

条件 当該身体障害者の治療に対する医療

給付 医療保険の個人負担分の一部を給付

料金 町民税・所得税に応じて

障害者支援費支給事業

心身障害者の施設利用、居宅生活を支援します。

ホームヘルプサービス

ショートステイ（短期入所）

デイサービス、グループホーム（知的）

条件 65歳未満の身体障害者手帳及び療育手帳所有の在宅者で支援及び指導が必要なかた

料金 （町が定める徴収基準による）利用者が20歳以上の時は本人の収入、利用者が20歳未満の時は扶養義務者の所得税に応じて

利用 年間自動車燃料費助成券（500円10枚綴）を1冊交付。腎臓機能障害で透析のため通院のかたは2冊。

心身障害者福祉タクシー利用等事業

タクシー料金の一部（自動車燃料費助成かどちらか一方）を助成します。

条件 身体障害者手帳1～3級のかた（ただし、下肢機能障害は1～4級のかた）
療育手帳A、Bのかた
精神障害者保健福祉手帳1～2級のかた

利用 年間福祉タクシー券（540円15枚綴）を1冊交付。腎臓障害で透析のため通院のかたは2冊。

自動車燃料費助成

自動車燃料費の一部（タクシー料金の助成を受けていないかた）を助成します。

条件 自動車税（軽自動車税を含む）の減免を受けていないかた

身体障害者手帳1～3級（下肢機能障害4級）のかた
療育手帳、精神障害者保健

福祉手帳1級のかた

利用 年間自動車燃料費助成券（500円10枚綴）を1冊交付。腎臓機能障害で透析のため通院のかたは2冊。

重度身体障害者日常生活用具給付事業

障害者が家庭生活を営むうえで不便を解消し、自立した生活を支援します。

条件 身体障害者手帳所有のかた
利用 ベッド、浴槽、湯沸器、便器、手すり、住宅改修費給付等

料金 町民税・所得税に応じて

条件 身体障害者手帳、療育手帳所有のかた

利用 ベッド、浴槽、湯沸器、便器、手すり、電磁調理器等

料金 町民税・所得税に応じて

重度身体障害者介護車両改造費支給事業
車椅子等利用の障害者を介護者の車両に乗られるように、車両を改造する場合、これを

支援します。

条件 身体障害者手帳所有のかたで次に該当するかたなど
・下肢障害が1～2級のかた、
・体幹障害が1～3級のかた

利用 車両改造費の2分の1で、補助額20万円限度

身障者、身障児補装具給付事業

障害者が家庭生活を営むうえで不便を解消し、自立した生活を支援します。

条件 身体障害者手帳所有のかたで障害により必要なかた
利用 必要な補装具を支給

料金 町民税・所得税に応じて

精神障害者居宅生活支援事業
精神障害者の在宅（居宅）生活を支援します。

ホームヘルプサービス
ショートステイ（短期入所）

条件 精神保健福祉手帳所持及び精神障害を支給事由とする障害年金を受給している在宅者で支援が必要なかた

料金 （町が定める徴収基準による）生計中心者の所得税に応じて
*ショートステイ（短期入所）については利用できるベット

数に限りがあります。早めにご相談ください。

精神障害者医療費助成事業

精神障害者の入院医療費の一部を助成します。

条件 白鷹町に住所を有し、原則として前年度所得税非課税世帯のかたで精神疾患等で入院治療をしたかた

料金 医療費（食事療養費を含む）の自己負担額の三分の一とする。ただし、1カ月の自己負担額の最低限度を3000円とする。

老人福祉

介護予防・生活ささえ合い事業

介護保険の円滑な実施のため、高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないようにする介護予防施策や自立した生活を確保するために必要な支援を行います。

以内で1回2時間未満
料金 介護保険制度と同じ1割負担
デイサービス（生きがい活動通所事業、外出支援サービス事業）
条件 65歳以上で介護保険に該当しないかた
利用 月曜日から金曜日の間で概ね1回、午前10時から午後3時まで
料金 1回500円
場所 老人福祉センター
ショートステイ（生活管理指導短期宿泊事業）
条件 60歳以上で介護保険に該当しないかたで、生活支援及び指導が必要なかた。介護者が冠婚葬祭等のときなど
利用 7日間以内/月
料金 1日あたり2000円
寝具洗濯乾燥消毒サービス
条件 寝たきり老人、単身老人（年2回以内）
利用 寝具3点など（マットレス等）を自宅に訪問して運搬、洗濯乾燥消毒、配達
料金 1回1000円
配食サービス事業
条件 概ね週1回一人暮らし老人または老人夫婦世帯に配食
料金 1回200円

利用 家事援助、一週間2回

痴呆等老人の介護をしている人の教室

高齢者敬老祝金支給事業

長寿を祝福し祝金を支給します。

給付 1月1日で数え100歳のかたに30万円（施設入所者10万円）を支給

高齢者寿賀祝品支給事業

長寿を祝福し祝品を支給します。

条件 数え77歳、88歳、99歳
給付 77歳、88歳は町の賀詞・祝品、99歳は県の賀詞・祝品及び町の祝品（敬老会で支給）

ねたきり老人介護者激励金支給事業

ねたきり老人を介護しているかたに対し、介護者激励金を支給します。

条件 6カ月以上の在宅介護者
給付 2万6000円

おむつ支給事業

常時失禁状態にあるねたきり老人等に対しおむつを支給します。

条件 世帯の収入額合計が

（90万円×18歳以上の世帯員数+500万円）以下で、65歳以上かつ3カ月以上の在宅のねたきり老人等（入院中は該当しません）

給付 現物（1カ月あたり5000円相当以内）

家族介護用品支給事業

ねたきり老人等に対し介護用品を支給します。

条件 介護保険の介護度4、5で町民税非課税のかた
給付 現物（おむつ、清拭用品等）

老人家庭除雪費支給事業

自力で雪降ろしできないかたに対し、除雪費を支給します。

条件 住民税非課税世帯で一人暮らし老人世帯またはこれに準ずる世帯
利用 雪降ろし 1回当り8100円以内で年2回以内

老人世帯等除雪支援事業

自力で除雪できない65歳以上の老人のみ、生活通路の除雪支援を行います。

内容 出入り口の確保のため、人的除雪を行います。

緊急通報サービス事業

一人暮らしの高齢者等が急

病や災害等の緊急時に、ごく簡単な操作で受信センターに通報することのできる機器の設置を行います。

条件 単身老人世帯または65歳以上の老人のみ世帯、またはこれに準ずる世帯（今年度は30世帯）

利用料 1月500円

介護保険における低所得利用者負担対策

介護保険において、利用者負担金が所得に関係なく一律になったのに伴い、相対的に低所得者の負担が増えたことにより、生活困難になるのを防止するため、低所得者の利用者負担を軽減します。

介護保険法施行時の利用者に対する軽減
社会福祉法人による利用者負担額減免措置事業

・特別養護老人ホーム介護負担、食事、日常生活費を2分の1にする。
・ホームヘルプサービスの利用者負担金を2分の1にする。

■申請先・問い合わせ

健康福祉課福祉係
（☎8610111）

白鷹町鮎貝土地区画整理事業 新しいまちの愛称が決まりました！

白鷹ニュータウン 四季の郷^{さと}

白鷹町鮎貝土地区画整理組合では、3月から（仮称）鮎貝ニュータウンの愛称を募集してきましたが、多くのかたがたから210点に及び応募がありました。4月28日に選考委員会を開催し、厳正に審査した結果、新野美代子さん（鮎貝）からご応募いただいた「白鷹ニュータウン四季の郷」に決定しました。

5月1日に愛称発表会が行われ、入選者に賞状と金一封が贈呈されました。また、入選を逃されたかたの中から抽選で、下記のかたがたに記念品が贈呈されました。

*この愛称は、今後のまちづくりのイメージを端的に表現したもので、保留地分譲におけるセールスポイントとして活用されます。

▼入選

新野美代子（鮎貝）

▼記念品贈呈者

赤間 きみ（鮎貝）

糸 まさ（東京都）

梅津 恒子（鮎貝）

菅 洋子（鮎貝）

紺野 俊三（萩野）

佐々木泰子（米沢市）

沼沢由紀子（鮎貝）

高橋 伸一（鮎貝）

樋口 賢次（鮎貝）

松谷 忠和（米沢市）



問い合わせ 白鷹町鮎貝土地区画整理組合(☎85-3119)

平成16年度から産婦人科診療が変更になりました

平成16年5月より産婦人科常勤医師の配置ができなくなりました。これにより産科診療ができなくなり、平成16年度から産科診療を廃止することとなりました。

5月からは、山形大学医学部非常勤医師の派遣を受け、週2日間の婦人科診療を行っています。大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。

平成16年度の婦人科診療（お産の取り扱いはありません）

5月以降 診療日：火曜日と木曜日

（受付：午前8時30分から午前11時30分まで）

*月、水、金曜日は休診となります。

▼診療内容：婦人科一般、婦人科検診、予防接種（予約必要）、町の間ドック

*広報しらたか2月12日号で5月以降の火曜日と木曜日の診察は午後も行おうとお知らせしましたが、都合により午前中みの診療となります。日程変更になり、たいへん申し訳なくお詫びいたします。

■問い合わせ 町立病院(☎85-2155)

町のコンピューター利用についてお知らせします

現在の高度情報化社会で、最も心配されているのがプライバシー保護の問題です。コンピューターに記録された町民の「個人情報」を保護するため、「白鷹町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」が定められています。

この条例に基づき、町がコンピューター利用している個人情報の記録項目と処理状況をお知らせします。

■問い合わせ 総務課情報係 (☎85-6121)

業務名	コンピューター登録されている項目	処理状況
住民記録	世帯番号、個人番号、氏名、生年月日、性別、世帯主名、続柄、住民となった日、住所、本籍地、筆頭者、前住所、転出先住所、住所コード、印鑑登録番号、選挙資格の有無、投票区、国民健康保険の資格に関する事項、国民年金の資格に関する事項、退職者医療に関する事項、学校区、外国人区分	住民登録、異動処理、証明・届書発行、印鑑登録原票作成、国民健康保険者の資格異動、国民健康保健証発行、老人医療受給者の資格異動
国民年金	被保険者の記号・番号、保険料種別、資格異動に関する事項、免除に関する事項	被保険者の登録・異動、年金受給金額試算
国民健康保険	被保険者記号番号、国民健康保険の資格に関する事項、福祉医療証番号、福祉医療の資格に関する事項、高額療養費に関する事項、老人医療費に関する事項（一部）	医療給付の支援
印鑑登録証明	印影、印鑑登録日、印鑑番号	印鑑登録、印鑑証明書発行
軽自動車税	登録番号、登録・廃車年月日、異動事由、異動年月日、車種、税額、納付額・年月日、非課税・身障減免区分、未納額、過誤納額、車体番号など	軽自動車税の賦課・年間異動、納付書作成
税収納	税目、期別、納付区分、納期限、入金回数、入金額（本税促手数料、延滞金）、入金年月日、納付金融機関番号、督促状、催告状発布判定、未納額、そのほか滞納処分判定・年月日、解除年月日	各税入金の収納整理、督促状などの作成、滞納処分資料の作成
確定申告支援	所得に関する事項（事業・不動産・給与・雑・譲渡等）、控除に関する事項（医療費・社会保険・生命保険・損害保険・人的等）、税額控除に関する事項（住宅・配当等）	所得税確定申告、町県民税申告
家屋評価	建物（非木造を除く）を新増築したかたの個人情報、新増築した図面・面積・評価額	家屋の評価額
上下水道使用料	年度・月区分、使用者氏名、水栓所在地、請求者住所・氏名、使用者番号、徴収区分、用途区分、口径、使用水量、上下水道使用料、量水器口径区分、量水器使用料、栓数、銀行・口座番号、収納年月日、収納金額、督促区分、メーターに関する情報	上下水道使用料徴収
福祉支援（高齢者福祉）	登録番号、取扱日、取扱動機、民生委員名、氏名、性別、生年月日、家族類型、住所、電話番号、緊急連絡先、世帯の状況、医療の状況、身体・精神の状況、日常生活の状況、住居の状況、入退院の状況、老健施設利用の状況、サービスの利用状況、サービスの希望状況、意見・要望、生計中心者の状況、処遇方針、所得税、住民税	高齢者福祉・障害者福祉、健康福祉センター窓口支援、在宅介護支援センター
福祉支援（障害者福祉）	身障手帳番号、総合等級、運賃種別、交付年月日、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、視力、聴力、障害部位名、障害名、障害原因名、保護者情報、家族情報、所得税、住民税、サービス利用状況、補装具、日常生活用具、更生医療、身障施設	
介護保険	被保険者番号、被保険者証交付年月日、住所、氏名、生年月日、性別、続柄、認定調査票、主治医情報、医師意見書、要介護認定情報、居宅介護支援事業者情報、介護サービス利用情報、施設入所情報、住民税、所得税、介護保険料階層区分、口座情報、介護保険料納付情報、滞納処分情報、生活保護受給情報、国民年金受給情報、厚生年金受給情報、老人医療受給情報、高額介護費支給情報	介護保険資格記録管理業務、介護保険料賦課・収納業務、介護保険受給者管理業務、介護保険給付実績管理業務、認定審査業務
児童手当 保育料計算	個人番号、氏名、住所、性別、電話番号、金融機関名、児童氏名、所得額、被用区分 園児氏名、生年月日、性別、保護者氏名、電話番号、住所、方書、保育所名、措置期間、所得税、住民税、固定資産税、階層、保育料	児童手当 保育料計算
健康管理	基本情報（住所、地区名、町内名、世帯主名、氏名、生年月日、性別、続柄、個人コード、電話番号）、各種検診情報、予防接種情報、生活習慣調査情報、在宅療養者情報	成人検診、予防接種、在宅ケア、成人指導、人間ドック、保健指導、在宅療養者支援
農業委員会 農家管理	個人情報（地区名、世帯主名、住所、電話番号、郵便番号、氏名、生年月日、性別、続柄、農業者年金、国民年金、離農年月日、認定農業者年月日）、土地に関する情報、農業委員選挙資格の有無、賃貸借情報、使用貸借などに関する契約情報	農地管理、農地移動処理、農家台帳の作成、農業委員会総会議案書作成、耕作証明書発行、生前一括贈与特例に関する証明発行、土地情報分析調査
財務会計、 水道企業会計	債権者番号、名称、住所、代表者氏名、電話番号、金融機関名、口座番号、支払額	歳入歳出執行管理
住民基本台帳 ネットワーク	氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、付随情報	国の機関等への本人確認情報の提供

満開の桜の下で 鮎貝とくわい祭り



4月18日、スポーツ公園で鮎貝さくら祭りが開かれました。これは、鮎貝土地区画整理事業の進展に伴い、鮎貝区の活性化などを図るため発足した鮎貝まちづくり推進委員会のメンバーが実行委員会を組織し主催したもの。会場には、町内の13団体が出店し、町の特産品や郷土食などを提供。また、アマチュアバンドや白鷹太鼓鷹翔会の演奏、櫻鷹会のよさこいソーランなどが行われ、大勢の花見客でにぎわいました。

お年寄りに優しい運転を 啓翁桜の苗木を配り安全運転を呼び掛け



4月13日、お年寄りを思いやった運転を呼び掛けようと、ドライバーに啓翁桜の苗木を配る街頭キャンペーンが国道287号沿いで行われました。これは、白鷹町の特産である啓翁桜と高齢者を尊敬する意味がある「翁」にちなみ、お年寄りを思いやった優しい運転を心掛けてもらうため、町や長井地区交通安全協会などが企画したもの。当日は、関係者約40人が参加し、苗木300本を配りました。

よろしくお願いします 農業委員会会長に槌谷謙滋郎さんが就任



3月30日、農業共済組合役員の任期満了に伴い、樋口三次郎さん(深山)が農業委員会会長を退任されました。それに伴い、4月26日、新会長に槌谷謙滋郎さん(山口)が就任されました。

また、農業共済組合から新たに加藤秀一さん(鮎貝)が農業委員に選任されました。

優しい心に立ち戻ろう 第13回おかえりなさいコンサート



5月9日、中央公民館大ホールで障害者とボランティアが手づくりで主催する「おかえりなさいコンサート」が開かれました。13回目となった今回は、町内外の福祉施設、コーラスグループなど7団体が出演し、歌や劇など変化に富んだステージが繰り広げられました。また、特別ゲストに白鷹町出身の作詞家風戸強さんをお招きし、風戸さんの作品の合唱も行われ、満員の会場からは、盛んな拍手が送られていました。

平成16年度白鷹町スポーツ少年団合同結団式開催



4月10日、中央公民館において「平成16年度白鷹町スポーツ少年団合同結団式」が行われ、今年度の活動を開始しました。結団式では、559人26団の代表者に芳賀繁男本部長より団旗が手渡され、団員を代表して「空手道スポーツ少年団」の五十峯豪士くんが活動に向けての決意を述べました。また、指導者を代表して「リトルホークス野球スポーツ少年団」の海老名勉さんに教育長より委嘱書が交付されました。

「学び舎のうた〜白鷹〜」 ができました



版の半数以上をすでに頒布。1冊1000円で頒布しています。

白鷹町内の校歌をのこす会（加藤仁一会長）では、町内の校歌を収録した「学び舎のうた〜白鷹〜」を発刊しました。これは、貴重な文化遺産である校歌を後世に残すことを目的に、昭和29年の白鷹町誕生以来歌われてきた町内すべての校歌の歌詞と主旋律を収録したものです。帰省客や同窓会などで大変好評で、初

平成16年度〜17年度期白鷹町体育指導委員が決まりました。

4月16日に白鷹町体育指導委員委嘱書交付式が行われ、18人のかたに委嘱されました。体育指導委員は、スポーツ実技指導、スポーツ組織の育成、スポーツ行事への協力等、住民のスポーツ振興に重要な役割を担っています。今後、住民スポーツの振興に尽力していただきますので、よろしく願います。

東中生徒がボランティア



全校生徒でごみ拾いなどのボランティア活動を行いました。

4月26日、町内各地で東中の生徒たちがボランティア活動を行いました。この日は同校の創立記念日。これまで式典の後、講演会などを開いてきましたが、今年度は地域に貢献できることをしようと

ありがとうございました

4月9日、ホークス会（大嶋勝会長）より福祉のためにと寄付をいただきました。いただいた寄付は、ごぶしの家で通所者の自立支援活動に活用されます。



の自立支援活動に活用されます。

ありがとうございました

平成15年度に、町へたくさん寄付をいただきました

- 丸山正志様（荒砥甲）：大滝完治様（中山）：陶器 水差し（深山焼）
- 油絵「静寂」1点 内山洋一様（長井市）：SL写真、橋名板、乗車券等、鉄道資料一式
- 海老名文夫様（滝野）：東北電力株式会社 長井営業所様：（荒砥駅前交流施設へ）
- 土地25㎡（防火水槽）
- 螢光灯防犯灯12灯 樋口巖様（深山）：土地141㎡（ポンプ庫用地）
- （明るい街づくりに） 川部かね様（荒砥甲）：加藤幸二男様（長井市）：土地19㎡（防火水槽）
- 現金20万円 館充実のために） 土地27㎡（防火水槽）
- 山形市白鷹ふるさと会様： 土地3・94㎡（防火水槽）
- 現金20万円 町開催事業のために） 白鷹ライオンズクラブ様：現金20万円
- （第18回国民文化祭・白鷹） 佐藤元保様（埼玉県）：（図書購入費のために）
- 第22次南極越冬隊（1981年）越冬隊員防寒具一式 現金7万円
- （青少年の科学的関心に資するため） 海老名正二様（中山）：
- 山形おきたま農業協同組合様、食用油詰合せ7セット
- 全国共済農業協同組合連合会（町の給食のために）
- 山形県本部様： カープミラー4基
- （交通安全のために）

▼頒布連絡先

- 古名 正幸（☎85-2185）
 - 船山たまみ（☎85-0117）
 - 五十嵐治雄（☎85-5555）
 - 松野 俊弘（☎85-2730）
 - 小関 俊英（☎85-1666）
 - 大木 弘子（☎85-1671）
- 問い合わせ 白鷹町内の校歌をのこす会事務局・斎藤幸村（☎85-5563）

- 橋本 直樹さん（十王）
- 小林 貞子さん（十王）
- 細谷 重彦さん（十王）
- 海老名和好さん（鷹山）
- 川部 岳志さん（鷹山）
- 吉田 隆二さん（鷹山）
- 岡田 明さん（東根）
- 田中 伸一さん（東根）
- 菅原 陽子さん（東根）
- 須田 瞳さん（鮎貝）
- 今 隆広さん（鮎貝）
- 守谷 章子さん（荒砥）
- 加藤 秀人さん（荒砥）
- 五十嵐 忠さん（荒砥）
- 遠藤 晴海さん（蚕桑）
- 赤間 敏明さん（鮎貝）
- 古瀬 敏弘さん（蚕桑）
- 小口 利晴さん（蚕桑）

元気ニコニコ しらたか21



白鷹町健康増進計画

「元気ニコニコしらたか21」では、健康で豊かな暮らしの実現を目指します。

● 元気いっぱい子どもたちの健康づくり

「おいしく食べて、いっぱい遊んで、感動して元気に育ってほしい。」

● 心もいきいき働き盛りの健康づくり

「自分の暮らしを大切にしたい、心もいきいきと暮らしてほしい。」

● すてきに歳を重ねる高齢期の健康づくり

「いくつになっても、自分のやりたいことができる暮らしをしてほしい。」

これからの健康づくりの

すすめ方

今までの健康づくりは、行政や医療機関の指導により、ひとりではがんばる健康づくりでした。

これからは、左の「元気ニコニコしらたか21の健康づくり」のように元気で生きがいのある健康で豊かな暮らしの実現に向け、皆さんが楽しみながら継続して生活習慣改善に取り組むことができるよう、町民、地域、企業、行政が一体となった健康

づくりを支援する環境をつくり、健康づくり運動を展開していきます。

元気ニコニコしらたか21の健康づくり

— 目指すものは生活の質の向上 —



こんなふうに変えていこう

公共施設(役場・公民館・学校・保育園・病院など)の禁煙取り組み

禁煙10カ所→100%



環境コーナー

5月と10月は

不法投棄パトロール強化月間です。

ごみをみだりに捨てる」と法律で罰せられます。

町では、昨年に引き続き不法投棄現況の確認と現場点検作業を週3回(月・水・金)

ルール及び不法投棄防止の啓発等を集中的に実施します。

実施しています。平成15年度は、実に合計4050^キもの不法投棄物が回収されました。不法投棄されている主なものとして、弁当のから箱や空き缶などが多く見受けられます。

また、町内で実施していただいているボランティア活動としてのごみ拾いを支援しています。事前にご連絡いただくと、ごみ袋の無償提供及び回収されたごみを処分します。(子ども会の集団回収とは異なります。)

このような不法投棄に対して、5月と10月は強化月間として、不法投棄の早期発見及び未然防止に努め、監視パト

ごみのないクリーンな町、住みよい環境をつくらせていくため、皆さんの目で監視し、不法投棄・ポイ捨ては絶対にしない、させないようにしましょう。

不法投棄110番電話番号
(置賜総合支庁環境課内)

☎0238-12616034

■連絡先 町民課くらし・環境推進係(☎85-6131)





キャリア教育の地域指定

白鷹町は、文科省より、平成16年度から3カ年間で「キャリア教育推進地域」の指定を受けました。そこで、小・

中学校全校と荒砥高等学校合計9校が推進学校となり、家庭・地域とともに『豊かな人生観』を育みながら、「勤労観や職業観」を適切に身に付けた人材育成を進めます。

これは、今まで学校・家庭・地域が関わり合いながら「郷土を愛し、志高く・誇り薫る白鷹人の育成」を、それぞれの責任において育成しようとしてきた『いろいろばたの教育』そのものです。

この機会をおし、白



鷹の若者が自分の夢を語り、その実現に向けて課題を克服しようとする力を持ち、地域人の一員として地域に積極的に関わられるようになればと思います。また、家庭や地域の大人はともに活動しながら、彼らからパワーと喜びがもらえればすばらしいと考えています。

今こそ、子どもも大人も「役に立てる」喜びと「ともに取り組み克服できた」満足感を共有できる町、そして、そんな人が集う白鷹をともにつくりましょう。

教育相談について

ご紹介いたします

今年度もお二人の先生が、いろいろな相談に応じてくださいます。

高谷誠司先生



田中美壽先生



毎週木曜日には荒砥地区公民館で学習会も開催して下さっています。

また、山形県教育委員会で、障害の持つ園児、児童、生徒とその親に対し「にこにこ相談」を実施しています。

▼会場 置賜生涯プラザ

(長井市)

▼期日 6月18日、8月2日、10月21日、2月3日
*詳しくは、お問い合わせください。

■問い合わせ 教育委員会学学校教育係 (☎85-6144)

荒高かわら版

5月に入って

ってほしいと思います。

3年生はいよいよ進学、就職に向けて動き出しました。

先月30日に生徒会総会が行われました。新生徒会が発足してから初めての総会で、執行部、各委員長も少し緊張した表情で始まりました。議長菅原浩美さん、副議長の山平麻衣さんの進行で進められ、年間目標、重点目標など、これからどうしていくかを各委員長が述べていきました。また、各学年から出された質問、意見、要望などにはきはきとわかりやすく答えていて、生徒会らしい顔になっていました。そして、すべての議案が拍手とともに承認され、とても充実した総会となりました。

3年生は皆、自分の進路に向けてがんばっています。しかし、服装などまだまだ不安なところがありますが、前よりは改善されてきています。少しずつではありますが、これは3年生、きちんとやってくれると信じています。これからどんどん大変な時期に入っていく3年生ですが、お互い支えあい、自分の進路に向けてがんばっていきます。

この総会で得たものを今後に生かしていきたいと思っています。さて、1年生が入って1カ月が過ぎました。部活動や委員会も決まり、学校の環境にも慣れてきたころだと思いませんか。これからの不安な面はあるかと思いますが、1年生の元気あふれるパワーでがんば

最後に、この「荒高かわら版」を通して、今後も町民の皆さんに荒高の中身をお伝えしていきますので、皆さんからのご意見や応援メッセージなどをお寄せいただけます。荒高の情報発信基地としてがんばってまいりますので、応援よろしくお願います。

(生徒会広報委員)

何か勉強したいことはありませんか

「白鷹学講座」の企画委員を募集します

生涯学習講座「白鷹学講座」を一緒に企画運営して下さるかたを募集します。昨年度は、おすぎのシネマトークショー、結城登英雄講演会、田勢康弘講演会を開催しました。今年も、地域づくり、少子・高齢化、環境問題、男女共同参画など、わたしたちを取り巻くさまざまな課題の中から講座のテーマを見つけ講座を開催し学習していきます。

まちづくりに興味のあるかた、勉強してみたいテーマがあるかた、仲間と何か始めてみたいかた、ぜひおいでください。年齢、男女を問いません。ご一報お待ちしております。

6月中に第1回の企画委員会を予定しています。詳細はお申し込み時にお知らせします。

■申込・問い合わせ 教育委員会生涯学習・スポーツ推進係
(☎85-6147)

成人式のご案内と実行委員の募集

今年度の成人式は左記により開催します。対象のかたには7月上旬にご案内します。今、郷土を離れている皆さんにもご家族のかたから日程について今からお知らせください。

また、例年、成人式の後、成人者の皆さんの企画運営により成人祭が開催されています。その成人祭の実行委員を募集します。思い出に残る成人祭を皆さんの手で作っていきましょう。6月中旬に第1回の実行委員会を予定しています。詳しくは、お申し込み時にお知らせします。

▼成人式

- ・日時 8月15日(日) 午前10時
- ・会場 パワーセンター白鷹
- ・対象 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日生まれのかた
- ▼実行委員募集しめきり 5月31日(月)
- 申込・問い合わせ 教育委員会生涯学習・スポーツ推進係

(☎85-6147)

5・6月のパソコン講習会

5月のパソコン講習会予定

期日	時間	コース名	内容	受講料
5月20日(木)	午後1時～4時	Windows 入門	パソコン初心者の方へ。まず触れてみることから始めてみませんか。	3,000円
5月21日(金)	午前10時～午後5時	ワード入門	文書作成の基本を勉強します。文字入力初心者の方でも安心です。	4,000円
5月24日(月)	午前10時～午後5時	エクセル入門表作成編	表計算の基本と表の作成について勉強します。	4,000円
5月25日(火)	午後1時～5時	ワード応用	ワードの役立つ機能を紹介します。	5,000円
5月26日(水)	午後1時～5時	エクセル関数	関数を使って仕事に役立つ勉強をします。	5,000円
5月28日(金)	午後1時～4時	インターネット	世界中の色々なホームページを閲覧できるように勉強します。	3,000円

6月のパソコン講習会予定

期日	時間	コース名	内容	受講料
6月3日(木)	午後1時～4時	Windows 入門	パソコン初心者の方へ。まず触れてみることから始めてみませんか。	3,000円
6月8日(火)	午前10時～午後5時	ワード入門	文書作成の基本を勉強します。文字入力初心者の方でも安心です。	4,000円
6月10日(木)	午前10時～午後5時	エクセル入門表作成編	表計算の基本と表の作成について勉強します。	4,000円
6月14日(月)	午後1時～5時	ワード応用	ワードの役立つ機能を紹介します。	5,000円
6月15日(火)	午後1時～5時	エクセル関数	関数を使って仕事に役立つ勉強をします。	5,000円
6月17日(木)	午後1時～4時	インターネット	世界中の色々なホームページを閲覧できるように勉強します。	3,000円
6月21日(月)	午後1時～4時	電子メール	電子メールで文面や情報をやり取りできるように勉強します。	3,000円
6月22日(火)	午前10時～午後5時	ホームページ	初心者の方でもホームページを作成公開できるように勉強します。	5,000円
6月24日(木)	午前10時～午後5時	アクセス	Microsoft Access を使用して、データベースの構築方法を勉強します。	5,000円

▼定員 各コース20人

▼テキスト代 実費(テキスト代は各コース1500円前後)

▼会場 白鷹町総合情報センター(パワーセンター白鷹隣)

■申込・問い合わせ 白鷹町総合情報センター(☎86-0151)



なぞなぞ

園児「もんだいです。どうして地球はあるんでしょうか？」
せんせい「はーい。わたしたち人間が住んでいるからです」
園児「正解でーす」

園児「第2問。どうして雲はあるんでしょうか？」
せんせい「はーい。空があるからです」
園児「ブー。死んだ人が落ちてこないようにでーす」

つづいてのつづきも講座

今月のテーマ「投票所」

◆投票所の場所

投票所は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設置されます。白鷹町では現在、町内26投票区に分けられ、1投票区につき1つの投票所が設置されています。

◆投票所の開閉時刻

投票所は選挙の当日（投票日）の午前7時に開き、午後8時に閉じることと法律で定められています。

ただし、市町村の選挙管理委員会では、投票に支障を来さない場合に限り、開く時刻・閉じる時刻を繰り上げあるいは繰り下げることができます。※投票所の場所、開閉時刻については、各選挙ごとに配布される投票所入場券に記載されていますので、入場券がお手元に届きましたら必ず内容をご確認ください。

◆投票管理者と投票立会人

各投票所には投票管理者と投票立会人がおられます。

投票管理者は、選挙権を有する人の中から選任され、投票事務全般を管理執行し、投



明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

票に関する手続きのすべてについて最終的な決定権を持つ最高責任者となります。

投票立会人は、各投票区の選挙人名簿に登録された人の中から選任され、投票事務が公正に行われるよう監視することが主な任務とされています。投票立会人の数は1投票区につき2人以上5人以下と定められています。

●こんなときどうする？

・投票所入場券を忘れたり、失くしてしまったとき
投票所入場券がなくても、投票所で係員に申し出て、投票できることが確認されれば投票することができます。
・病気やけがなどで字が書けないとき
字を書くのが困難な場合は、投票所の職員が代筆します。必要な場合は投票所で申し出てください。

ご意見をお寄せください。白鷹町明るい選挙推進協議会事務局（☎8516120）

「町報川柳」 遠い 安部 美笑 選

佳作	遠く住む子の無事だけを祈る古い	荒砥甲	井澤美佐子
〃	遠足のてるてる坊主雨に濡れ	滝野	海老名達夫
〃	遠回りした遅咲きのサクラサク	佐野原	五十嵐あきよ
〃	福耳と言われた耳も遠くなり	広野	竹田 義子
〃	血圧がお酒を遠いものにす	十王	守谷 三郎
〃	絵手紙に遠い故郷の風の色	横田尻	金田 れん
〃	不都合は遠く聞こえぬ老いの耳	横須賀	菊地 美芳
〃	遠い空 同胞の無事祈る日々	世田谷	遠藤 八重
〃	遠吠えと油断はできぬ核とテロ	荒砥乙	熊坂 鷹史
〃	遠い道転びながら来た八十路	小田原	井上 秀雄
〃	宝くじ当たった話遠く聞く	畔 藤	川井 千代
〃	遠くてもすぐそこにある母の愛	荒川区	戸村 絹代
秀逸	雷鳴も遠のき月の村になる	小山沢	吉田 ちよ
〃	幸せに遠回りした半世紀	高岡	長岡不二子
〃	ときめいて遠回りする月の道	荒砥乙	高橋 白兔
〃	願ひ事 遠くの神に懸けてみる	荒砥甲	菊地 豊村
〃	介護法を遠く話せる幸に居る	畔 藤	梅津 いと
〃	祝電を打って主流に遠く住む	荒砥乙	梅沢 草路
〃	古い淋し孫の電話も遠くなる	畔 藤	安達 昭吾
〃	国あげて遠い火星に描く夢	細野	梅津 とも
〃	遠く去る人を見ている千枚田	山形	須川 清
〃	菖蒲湯の匂い 幼い日と入る	山口	渡部喜美子
五客	遠くから飛んで来たのね花の種子	折居	海老名きち
〃	遠来の友と語って夜が白む	鮎貝	横沢 直太
〃	遠い道 悲喜交々の人生譜	浅立	高橋 とみ
〃	纏れ糸解かれる迄の遠い距離	畔 藤	梅津たつゑ
〃	疎遠詫びて今夜は地酒提げてる	十王	志鎌はるゑ
人位	口惜しさも辛さも遠い過去となる	高岡	長岡みち子
地位	出世には遠く野良着を干している	畔 藤	堀内 芳夫
天位	遠回りしても確かな道歩む	鮎貝	土屋 文香
軸	追い越してゆく風がある遠い道		美笑
次回課題	「色」五月末日まで 「盆」六月末日まで		
一題三句はがきに	届先 白鷹町荒砥乙四九四 菊地 克二まで		

INFORMATION

情報

あらかると

役場は ☎85-2111



三ツ瀧不動尊大祭

養蚕安全・眼病平癒・交通安全・火盗消除の守護「三ツ瀧不動尊」の大祭が行われます。皆さんご参拝ください。

▼いつ 5月23日(日) 午前10時30分

▼どこで 三ツ瀧不動尊境内(雨天時、貝生公民館)

▼直会 貝生公民館、午後2時30分より

▼御札 一体500円

*流しソーメンなどは有料です。

▼交通 マイクロバス午前9時45分(役場発)

■問い合わせ 白鷹町観光協会(☎86-0086)

国際ソロプチミスト長井認証15周年記念チャリティ講演会

「アグネス・チャンさんを

迎えて」

▼いつ 5月28日(金) 午後6時30分開演

▼どこで 長井市民文化会館

▼演題 「みんな未来に生きる」少子・高齢化社会への提言

▼入場料 前売2500円 当日3000円

▼入場券取扱 長井市民文化会館、タスパークホテル、八文字屋

■問い合わせ ベルティイサイトウ(☎88-5015)

第33回長井高等学校吹奏楽部定期演奏会

▼いつ 5月30日(日) 午後

1時30分会場、2時開演

▼どこで 長井市民文化会館

▼入場料 250円

■問い合わせ 県立長井高等

学校吹奏楽部顧問・佐藤(☎84-1660)

「すぎな祭」を開催します

▼いつ 6月6日(日) 午前10時30分

▼どこで NPO福祉支援センター「すぎな」(長井市)

▼内容 自主作品の展示・販売、バザー品の販売、喫茶コーナーなど

■問い合わせ NPO福祉支援センター「すぎな」(☎88-2079)



白鷹山ゆっくりウォーキングのお誘い

風薫る5月、新緑の中をゆっくりと白鷹山に登ってみませんか。なだらかな散策コースです。友だちや家族を誘ってお気軽にご参加ください。

▼いつ 5月30日(日) 小雨決行

▼対象 小さいお子さんからどなたでも、約3時間の散策が可能なた

▼持ち物 おにぎり・おやつ

・飲み物・タオル・雨具・セーター類・ごみ拾い用のビニール袋・軍手など

▼服装 ゆとりある運動着・防寒具・運動靴

▼参加費 500円(お昼のおかず代)

▼定員 先着40人程度

▼申し込み 5月21日(金)まで

▼行程 健康福祉センター正面 玄関集合

8時 白鷹山高原放牧場

9時30分 山頂到着・休憩

10時30分 雨量リーダー到着 休憩・施設見学

1時 白鷹スキー場 昼食「まあ・どんなれすとらん」で山菜汁をいただきます。

2時30分 健康福祉センター 着・解散

*雨天中止の場合は、当日の朝、電話でご連絡します。

■申込・問い合わせ 健康福祉課健康推進係(☎86-0210)

手話教室(入門編)受講生募集

▼いつ 5月18日(火) 10月までの第1・3火曜日(計

10回) ▼どこで 中央公民館

▼受講料 850円(テキスト代)

▼講師 聴力障害者協会 大竹雄次さん

*初心者対象です。

■申込・問い合わせ 白鷹手話サークル・安部(☎090-4882-9429)



ご利用ください 宅老所「ちよぼらの家」が5月15日から開設します

▼こんな時にご利用ください
・介護に疲れて休みたいとき
・急な用で家を留守にすると

き
・日中話し相手がないとき
ちよぼらの家をご家族に変わってお世話させていただきます。

▼開所時間 午前7時30分～午後6時まで(時間外については相談に応じます)

▼謝礼金

・1時間 500円
・6時間以上(日帰り) 3000円

▼場所 白光園となり(元町立病院医師住宅)

■申込・問い合わせ ちよぼらの家(☎85-6188)

*「ちよぼらの家」はボランティアで運営します。自宅と同じように安心して一日を過ごしていただきます。

ボランティアをやってみたくかたも随時募集しています。あなたのできることを、ちょっととした時間で、ちょっとボランティアをしてみましよう。それが「ちよぼら」です。

白鷹町蚕桑袖パーク屋内運動場の利用方法(4~11月)の変更について

4月1日より袖パークの管理人が非常駐となったため、教育委員会に使用申し込みをさせていただきましたが、5月1日より中央公民館あて行っていたことに変更しました。これは、土、日、祝日及び午後5時以降の利用申込、利用取消に対応するためです。

また、このたびの変更に関して、新たに「白鷹町蚕桑袖パーク屋内運動場施設使用細則」を制定しましたので、利用に際してはこれまでの運用

事項ではなく、本細則を遵守していただきますようお願いいたします。

なお、利用実績のある団体には関係文書を送付させていただきます。ご意見等がありましたら教育委員会までお寄せください。

最後に、袖パークは常時施設となりますので、使用に際しては、管理人より直接カギを借用(返却)していただくこととなりますのでご注意ください。

▼受付時間

・使用申込 午前8時30分~午後10時(毎月第3日曜日、年末年始閉庁期間を除く)

・使用取消 使用2日前の午後10時まで行うこと

*その他、利用に関する詳細については、お問い合わせください。

■問い合わせ 教育委員会生涯学習・スポーツ推進係(☎85-6147)

*蚕桑袖パーク屋内運動場6月の休館日は6月7日、14日、21日、28日です。

建設水道課からのお知らせ

▼上下水道料金の冬期精算について

1月請求分から4月請求分は、12月検針の水量で算出した金額(推定料金)で納めていただいておりますので、5月検針(5月請求分)で精算させていただきます。なお、還付金が発生した場合は、6月請求分に充当させていただきます。

▼メーター検針について
検針業務に支障が出ますので次のことにご協力ください。
・メーターボックスの上に物を置かない。
・メーターボックス周辺に犬をつないでおかない。

■問い合わせ 建設水道課水道業務係(☎85-6137)

統計調査にご協力ください

6月1日現在で事業所・企業統計調査、商業統計調査及びサービス業基本調査が、全国一斉に1枚の調査票で同時実施されます。

この調査は、統計法に基づいて実施される国の重要な調査です。提出された調査票を統計上の目的以外に使用することはありません。皆さんのご協力をお願いします。

■問い合わせ 総務課情報係

(☎85-6121)

「人権なんでも相談所」開設のお知らせ

6月1日は「人権擁護委員の日」です。
法務局・人権擁護委員協議会では、人権擁護委員の日に合わせて全国一斉「人権なんでも相談所」を開設します。

▼いつ 6月1日(火) 午前10時~午後3時
▼どこで 老人福祉センター「八乙女荘」

▼相談員 人権擁護委員、法務局職員
▼相談内容 夫婦・家族間のいざこざ、配偶者からの暴力、遺産問題、土地の境界問題など

▼白鷹町の人権擁護委員
重野ちえ子(荒砥)、新野美代子(鮎貝)、梅津一郎(鮎貝)、小松紀夫(十王)、衣袋庄三郎(畔藤)

■問い合わせ 長井人権擁護委員協議会(法務局長井支局内) ☎88-2587)

春季行政相談強調週間

行政相談委員及び総務省山形行政評価事務所では、国の仕事をはじめ、公団などの特殊法人の仕事についての苦情

や要望を受け付けています。5月17日(月)から23日(日)までの一週間は、「春季行政相談強調週間」として、皆さんの相談に集中的に応じることとしていきます。この機会にぜひ、ご相談ください。

相談窓口
▼白鷹町の行政相談委員 奥山正雄(荒砥甲) ☎85-3841)

▼総務省山形行政評価事務所(☎0570-090110)

平成16年度国民生活基礎調査にご協力ください

この調査は、世帯の構成・保健・医療・福祉・年金などの暮らしにかかわる状況を調査するもので、国民基礎調査(世帯票・健康票・介護票)は6月10日(木)に実施されます。調査結果は、福祉対策、医療保健、年金制度運営など厚生行政の基礎資料として用いられます。

調査対象地域の世帯に調査員がお伺いしますので、調査へのご協力をお願いします。

■問い合わせ 置賜保健所保健企画課企画班(☎0238-22-3000)

戸籍の窓

●3月23日▶4月22日

ご結婚おめでとう

氏名	住所
(高橋 健一 松田 悦子 3月18日婚姻)	荒砥甲 川西町
(菊地 正美 堀江 里佳 菅間 洋一 佐藤 弘一 大木 和彦 大渡 千春 土屋 豊 矢目 ふみ子)	立王 藤 市形 藤 市形 山 横田 尻 天童市

こんにちは赤ちゃん

住所	父母の名	子の名
畔藤	小形 敦子	やせ 星
荒砥甲	小形 孝陽	せい 純
高岡	大滝 幸小	あき 彩
高玉	金田 長	みづ 美
浅立	丸山 明	あや 茶
十王	松野 真	しゅ 殊
鮎貝	鈴木 由	ちり 千
菖蒲	齋藤 了	り 吏
畔藤	藤守 純	か 華
高玉	新野 辰	だい 大
横田尻	色摩 正	はや 颯
山口	高木 朋	ゆ 優
荒砥甲	野口 啓	かず 和

お く や み

住所	氏名	年齢
荒砥甲	沖 三千代	87
鮎貝	佐竹 文男	49
荒砥甲	齋藤 武雄	82
十王	荒川 とめ	91
横田尻	須貝 正雄	85
畔藤	藤志 要助	75
荒砥甲	安達 たもよ	89
高玉	佐藤 ヨネ	82
高岡	大滝 文夫	75
鮎貝	梅津 しん	90
荒砥乙	堀川 秀一	80
横田尻	鈴木 二男	70
萩野	海老名 いよ	101
萩野	川部 きよ	73

春4月。本町の古典桜のエドヒガンの花は、あつという間に通り過ぎた感がある。本年も多くの人がびとが、県内外からその花と木の姿を見るために訪れた。また、国道287号荒砥東根間に植栽されているこぶしの花も徐々に花を多くつけるようになり、今年は桜とほとんど同時期に見ごろとなった。

春4月において、冬・雪から大地に緑がもえる季節への変化の出発のひとつの象徴を、これら桜やこぶしの花によって実感できることは、わが町に住む者として幸せなことである。考えてみれば、桜は日本を代表する花木であり、また、こぶしは北国の春を最初に告げる花木とも言われる。白鷹町は、全国一の古典桜を持つ里としての評価も高まりつつあり、また、こぶしについては、案外まだ知られて

いないが、約3^キにわたつてこぶし並木が続いているのは、全国でもほかにないだろうとの識者の話である。20年後、30年後、どのような白い花の並木がつくられるのか思いの高まることである。

今年の桜の時期は、強風と雨

町長随想

37

「資源と観光」

白鷹町では、「春サクラ、夏はベニバナ、秋はアユ、冬は隠れ蕎麦屋のしらたかへ。」と四季観光を推進している。もうじき訪れる夏には、県内一の栽培面積を誇る紅花の季節を迎える。地域(本町)に存する、地域で創り上げた誇れる資源と、その価

値を高めている多くの人びとによる年間を通してのキラリと光る交流の促進を図る必要がある。人びとの交流が拡大していくための基礎条件は何であろうか。地域に存在する資源の魅力を高めること。心にうるおいを感じやすい環境とすること。人と人とのネットワーク(心のつながり)を大事にすること。そして、なんといいっても町民参画(地域の人びとの主体的活躍)である。

今後さらに、人びとは個性的な心の充実を求めて地域の価値を評価し、行動するであろう。一本の古木の桜に多くの人びとが集まるゆえんでもある。そして、本町が多くの人びとにより、人生の中での一つの想いとして、心の安らぐ美しいまちとして成長していければと思う。

橋本光記

(くさわ)

▼釜の越桜子ヤリテイ 河口恭吾「桜」ライブが4月23日に行われました。悪天候のため、釜の越桜を見ながらのライブはできませんでしたが、とても感動的なライブになりました。この願いが釜の越桜に届き、元気な姿になってほしいと思います。

▼急な会場変更にしては大きな問題もなく、無事開催できたのは、影でライブを支えてくださった実行委員、ボランティアスタッフの皆さんのおかげです。本当におつかれさまでした。



広報しらたかは再生紙を使用しています。